平成２２年（フ）第４７９号
長崎県長崎市神浦夏井町26番地
債務者　田邊　誠二
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
長崎県長崎市宿町498番地　日見大曲アパート１棟102、旧住所長崎県諫早市小川町194番地８
債務者　藤田　良彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
長崎県長崎市鶴見台２丁目16番24号
債務者　奥田佳奈美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷118番地２
債務者　藤川　　富（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
長崎県長崎市花園町30番16号
債務者　越本　春子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８４号
札幌市東区北12条東５丁目１番35―216号
債務者　遊佐久美子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０５号
千葉県木更津市清見台南４丁目12番Ｔ14棟406号、申立時の住所札幌市東区北10条東６丁目１番25―205号
債務者　藤森　威博
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０６号
札幌市南区真駒内柏丘11丁目１―100　はなえーる、住民票上の住所札幌市中央区北３条西27丁目２番１―302号
債務者　中谷　初枝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番７―508号
債務者　早坂八千代
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２７号
札幌市西区八軒９条西10丁目１番63号　ビッグバーンズマンション八軒Ⅱ―202号
債務者　三上　賢治
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９２８号
札幌市西区八軒９条西10丁目１番63号　ビッグバーンズマンション八軒Ⅱ―202号
債務者　三上めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２５号
札幌市白石区栄通18丁目４番17―36号
債務者　影山　陽一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２６号
札幌市白石区栄通18丁目４番17―36号
債務者　影山　　香
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０６８号
札幌市中央区北２条東10丁目15番地　第２すずかけビル205号
債務者　冨士原峰男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１４号
札幌市清田区北野３条５丁目10番２号
債務者　植木由里子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８７号
札幌市北区新川３条11丁目１番22号　ハイツモーレア203号
債務者　長正路　昇
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４３号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番22―602号
債務者　山崎　健三
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部